

胎内市人口ビジョン・胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2次胎内市
総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

平成27年6月18日訓令第20号

(目的)

第1条 胎内市の地域課題の総合的解決と魅力あふれる地方創生を実現するための目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す胎内市人口ビジョン及び今後5か年の実行計画となる胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び胎内市における総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための指針である第2次胎内市総合計画の基本構想・基本計画を策定するに当たり、次世代の胎内市政を担う者の提言等を十分に反映した計画とすることを目的に、胎内市プロジェクトチーム設置規程（平成17年訓令第3号）に基づきプロジェクトチームを設置する。

(名称)

第2条 プロジェクトチームの名称は、地方創生プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）と称する。

(所掌事項)

第3条 プロジェクトチームは、次の業務を所掌する。

- (1) 市人口ビジョン・市総合戦略及び第2次胎内市総合計画の策定に関すること。
- (2) その他プロジェクトチームで必要と決定された事項

(設置期間)

第4条 プロジェクトチームの設置期間は、平成29年3月31日までとする。

(組織)

第5条 プロジェクトチームは、市職員の中から副市長が任命した職員（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 副市長が必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の者をプロジェクトチームの構成員に加えることができる。

(プロジェクトチームの構成)

第6条 構成員の互選により、総括者及び副総括者を定める。

- 2 総括者は、プロジェクトチームの事務を総括する。
- 3 副総括者は、総括者を補佐する。

(課長等の協力)

第7条 課長、局長又は支所長(以下「課長等」という。)は、積極的にプロジェクトチームの編成及び運営に協力し、プロジェクトチームの目的完遂のため援助しなければならない。

(運営)

第8条 プロジェクトチームの会議は、必要に応じて総括者が招集する。

2 総括者は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第9条 プロジェクトチームの庶務は、総合政策課において処理する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(報告)

第10条 総括者は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて副市長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、副市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月18日から施行する。

地方創生プロジェクトチーム 名簿

(平成27年6月18日～)

No.	所属課	所属係	職名	氏名
1	地域整備課	土木係	技師	赤塚隆一
2	福祉介護課	障がい福祉係	係長	荒木利和
3	こども支援課	こども支援係	主任	伊藤祐樹
4	総務課	交通防災係	主任	佐藤友美
5	税務課	市民税係	主事	菅澤綾
6	商工観光課	商工振興係	主任	鈴木孝
7	市民生活課	ほけん年金係	主事	長濱理恵
8	健康づくり課	健康指導係	主任	本間幸
9	農林水産課	農政係	主事	脇川裕輔
10	学校教育課	施設係	技師	渡邊紗希子